

旭川市山村定住促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、振興山村地域の定住を促進することで、いきいきした農山村を創出し、都市と農村の対流と共生を図ることを目的に、振興山村地域に移住する者、及び移住者が居住するための住宅を供給する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称)

第2条 この要綱で定める補助金の名称は、旭川市山村定住促進補助金（以下「補助金」という。）とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 振興山村地域

山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定に基づく振興山村に指定されている地域（旧江丹別村の全域。以下「地域」という。）をいう。

(2) 定住

地域の住民として居住する意志のある者が住民票に記載されている住所を地域外から地域内へ変更し、かつ生活の本拠を地域に有することをいう。

(3) 移住者

定住する者又は一定の期間を決めて地域外から地域内に滞在する者をいう。ただし、地域内から地域外に現住所を移転してから1年を経過していない者は除く。

(補助金の対象者等)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、第3条第3号に規定する移住者又は移住者が居住するための住宅を供給する者とする。

2 住宅の補助金交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 移住者が居住するための住宅であること。ただし、販売を目的とする住宅及び宗教活動・政治活動又は公益を害するおそれのある用途に資する住宅を除く。

(2) 居住の用に供する部分が確保されていること。ただし、併用住宅の場合は原則として住宅部分の面積が全体の50パーセント以上のものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象者が属する世帯の世帯主又は対象住宅の所有者でなければならない。

(事実の発生日)

第5条 補助金交付の対象となる事実の発生日（以下「事実発生日」という。）は、対象者又は対象者が供給する住宅に居住する者が定住する者である場合は、当該定住する者が住民票に記載されている住所を地域外から地域内へ変更した日とし、それ以外の場合は、住宅の所有権を移転した日又は新築、増改修工事の完了した日のうち、いずれか遅い日とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金額は、対象住宅の新築、増改修及び購入並びに土地の購入に係る費用のうち事実発生日から起算して6か月前まで（対象者又は対象者が供給する住宅に居住する者が定住する者である場合は、6か月前から1年後まで）に要した額（以下「定住費用」という。）の50パーセント又は300万円のいずれか少ない額に次項に定める額を加算した額で、かつ本市の予算の範囲内とする。

2 前項に規定する額に加算する額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 住宅建設補助

定住費用のうち、住宅の新築又は購入に関わる費用の10パーセント又は100万円のいずれか少ない額とする。ただし、市内に本店又は事業所等を置かない法人が建築又は販

売した場合を除く。

(2) 就学奨励補助

同一の世帯に属する対象者のうち、義務教育終了前の子1人に対し、20万円とする。
ただし、事実発生日において義務教育終了学年に属する子は対象としない。

- 3 補助金の交付にあたり、対象住宅の定住費用に対する本市が施行する他の補助制度との重複はできないものとする。

(交付金額の按分等)

第6条の2 次条の申請者の数が2以上になるときは、補助金の予算額に、前条の規定に基づき算定した申請者ごとの交付金額（以下「算定交付金額」という。）を各申請者の算定交付金額の合計額で除して得た割合を乗じて得た額に按分するものとする。なお、按分後の交付金額は、算定交付金額を上限とし、また、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定により交付金額が按分された場合において、第8条の補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）のうち、工事内容等の変更又は工事完了に伴い、算定交付金額が増額する者があっても、その算定交付金額は、当該増額前の金額を上限とする。
- 3 第1項の規定により交付金額が按分された場合において、交付決定者のうち、工事内容等の変更又は工事完了に伴い、算定交付金額が減額する者があるときは、当該減額する者の算定交付金額（以下「再算定交付金額」という。）をもって、再度按分（以下「再按分」という。）することとする。
- 4 第1項の規定は、前項の再按分について準用する。この場合において、第1項中「算定交付金額」とあるのは「再算定交付金額」と、「按分」とあるのは「再按分」と読み替えるものとする。

(補助金の申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期間内において、旭川市山村定住促進補助金申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が個人の場合は、住民基本台帳の写し
- (2) 対象者が法人の場合は、登記事項証明書、前年度の決算書及び定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の写し
- (3) 旭川市に対し納税義務のある者は納税証明書
- (4) 物件概要書（様式第2号）
- (5) 定住費用の確認に必要な書類（見積書の写し等）
- (6) 個人情報照会承諾書
- (7) その他市長が必要とする書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに当該申請に係る審査を行い、同条の市長が別に定める期間経過後において補助金交付の可否及びその交付金額を決定し、旭川市山村定住促進補助金審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

(変更承認等)

第9条 交付決定者は、補助金交付の決定後、当該決定の取下げ又は工事内容等の変更に伴い、対象住宅の新築、増改修及び購入並びに土地の購入に係る費用に変更が生じた時は、旭川市山村定住促進補助金変更承認申請書（様式第4号）に変更内容を確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更内容を確認し、変更承認を決定したときは、旭川市山村定住促進補助金変更決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知しなければならない。
- 3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな

った場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- 4 市長は、第6条の2各項の規定による按分又は再按分された交付金額について、前2項の通知又は指示により、同条各項の規定に基づき交付決定額を再按分した場合において、交付決定者のうち、当該再按分後の額が増額する者があるときは、当該増額した者から増額に係る変更の交付申請があったものとみなして、旭川市山村定住促進補助金再按分変更交付決定通知書（様式第5号の2）により、当該増額した者に通知しなければならない。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、補助金に係る住宅の所有権を移転した日若しくは新築、増改修工事の完了した日のうち、いずれか遅い日から起算して6か月を経過する日又は当該補助金の交付を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅及び対象住宅が所在する土地の所有権移転登記済証の写し、所有権保存登記済証の写し又は登記事項証明書のいずれか。
- (2) 対象者が定住する場合は、対象者の属する世帯全員の住民基本台帳の写し
- (3) 定住費用の確定に必要な書類（住宅並びに土地に係る契約書及び領収書の写し等）
- (4) その他市長が必要とする書類

（補助金額の確定等）

第11条 市長は前条の規定により提出された事業完了報告書を審査し、補助事業の結果が適当と認めるときは、交付金額を確定し、旭川市山村定住促進補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。なお、第6条の2の規定に基づく按分又は再按分を行っている場合には、全ての交付決定者の事業完了報告書の提出を待って交付金額を確定するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、適当でないと認めたときは、交付決定者に理由を示して必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後、補助金を確定する。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたとき、旭川市山村定住促進補助金請求書（様式第8号）を市長に提出することができる。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、特別な事由がない限り、受理した日から起算して30日以内に補助金を交付しなければならない。
- 3 本要綱の規定に基づく、定住費用に係る補助金の交付は、対象住宅1件につき1回を限りとする。また、就学奨励補助については、対象者1人につき1回を限りとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定に基づく交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) その他市長が不当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取り消すときは、書面により申請者に対して理由を示し、通知しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（交付決定者が死亡した場合の補助金の交付）

第15条 交付決定者が死亡した場合で、その相続人が、補助金に係る工事を継承するときは、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「交付決定者」とあるのは、「相

続人」と読み替えるものとする。

(証拠書類の保存義務)

第16条 申請者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、第11条第1項の補助金額の確定後10年の間に補助金の交付目的に反し、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊ししようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合を除く。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。